

自殺予防団体-SPbyMD- 定款（2026年1月施行）

第1章 総則

（第1条 名称）

当団体は、自殺予防団体-SPbyMD-と称し、略称は「SPbyMD」と表記する。

（第2条 目的）

当団体は、『幸せに生きて幸せに死ぬことのできる北海道づくり』を理念として掲げ、自殺対策及びメンタルヘルスに関する多種多彩な事業を行い、自殺対策に取り組む道民を増やすことで、北海道における自殺対策の促進に寄与することを目的とする。

（第3条 事業）

当団体は、前条の目的を達成するために、次の種類の事業を行う。

- (1) 認定こころの通う対話のできるゲートキーパーの養成事業
- (2) こころの健康づくり事業
 - (2-1) 自殺対策講演会
 - (2-2) 街頭啓発
 - (2-3) 書籍出版
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

（第4条 団体所在地及び事務所）

当団体は、理事長宅が所在する北海道北広島市に本部を置き、会長宅に事務所を置く。
なお、当団体は事務所を事務局と呼称する。

（第5条 公告）

当団体の公告は、公式サイト上の掲示により行う。

（第6条 機関の設置）

当団体は、理事会を置く。

第2章 構成員

（第7条 構成員の種別）

当団体の構成員は、次の4種とする。

- (1) 名誉創立者 当団体の設立時役員の尾垣洋輔氏

- (2) 会員 団体の運営や事業もしくは各活動に携わるため入会した個人
 - (2-1) 会員のうち当団体の設立時役員の内田貴之氏を会長とする
 - (2-1-1) 会長は事務局長を兼任とする
 - (2-1-2) 会長及び事務局長は当団体の役員には該当しない
- (3) 賛助会員 事業及び各活動を資金面で応援するため入会した個人あるいは団体
- (4) 自活クラブ部員 当団体が認定したゲートキーパー

(第 8 条 入会)

当団体の構成員のうち会員もしくは賛助会員となるには、所定の方法から入会希望の旨を伝えた上で、理事会の承認を経ることを必要とする。

(第 9 条 会費)

当団体の運営及び活動に生じる費用に充てるため、次の構成員は、次の会費を指定の銀行口座へ送金する義務を負う。なお、事業年度の途中で入会した場合でも会費額は事業年度単位とする。

- (1) 会員 年度 1 口 1,000 円
 - (1-1) 会員のうち役員は年度 3,000 円とする
- (2) 賛助会員 年度 1 口 1,000 円
 - (2-1) 賛助会員の会費は会計上「寄付金」扱いとする

(第 10 条 退会)

当団体の構成員のうち会員及び賛助会員は、メールにて退会希望の旨を理事にすることで、いつでも退会することができる。退会希望の理由表明は無くても可とする。退会に関しては理事会の承認は不要とする。なお、自らの意思により退会した当該者は、改めて第 8 条に定める入会手続きを経ることにより復帰も可能とする。

(第 11 条 除名)

当団体の構成員のうち会員及び賛助会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議によってこれを除名することができる。除名された者は今後一切の接触を固く禁ずる。なお、会員を除名する場合は、既に退会した者に対しても適応されるものとする。

- (1) 当団体の定款またはその他諸規定に対する重大な違反が生じた場合
- (2) 当団体の名誉を著しく毀損する行為、または当団体の目的に反する行為、または会員としての品格を損なう行為があったと理事会が認めた場合
- (3) 当団体の理事会もしくは各部門長から指示を受けた職務を自己都合で放棄した場合
- (4) 当団体の他の構成員に対する侮辱的または屈辱的言動が発覚した場合
 - (4-1) 理事会に加害者及び被害者を別々に招集し、理事会は当該者の意見もしくは弁

解を聞き取り、慎重な判断を心掛けるものとする

(5) その他、除名すべき相当の事由が発生した場合

(第 12 条 会員資格の喪失)

第 11 条の他、当団体の構成員のうち会員及び賛助会員が以下のいずれかの事項に該当した場合は、会員資格を喪失する。ただし、医療機関への入院等により長期間連絡が取れないと認められる者については次の事項の適応外とする。

(1) 第 9 条に定める会費の納入が、当該会員が入会した事業年度の終了日までに行われない場合

(2) 当該会員が個人である際は死亡、団体である際は解散した場合

(第 13 条 会員資格喪失に伴う権利義務)

当団体の構成員のうち会員及び賛助会員が、会員資格を喪失した場合は、当団体に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、第 10 条に定める退会の当該者について未払いの会費等がある場合には、退会後も当団体に対する未払い分の納入を免れないものとするが、第 11 条に定める除名の当該者については未払いの会費等があっても納入の必要はないものとする。なお、未払い分の納入を電話・メール・郵便等のあらゆる方法を以て 3 回以上通達しても応答がない場合は当該会員を除名とする。また、当団体は、当該会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを一切返還しない。

(第 14 条 会員名簿)

当団体は、会員の氏名、住所、連絡先を、記録した会員名簿を作成し、当団体の事務所に備え置き、事務局長及び事務局次長が管理する。

(第 15 条 会員資格等の処分の禁止)

当団体は、構成員のうち会員及び賛助会員としての資格及び会員の特典を受けることができる権利を、譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることを認めない。

第 3 章 総会

(第 16 条 種類)

当団体の総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とする。

(第 17 条 構成)

当団体の総会は、構成員のうち会員をもって構成し、総会における議決権は 1 名につき

1個とする。

(第 18 条 権限)

当団体の総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員に立候補及び推薦した者の選任
- (2) 定款及びその他諸規定変更の承認
- (3) 事業年度開始時の計画書及び事業年度終了時の決算報告書の承認
- (4) 会員同士のレクリエーション行事の企画発案
- (4-1) 企画発案の承認は理事会が決議する
- (5) その他、理事会の決議により総会へエスカレーションされた議題の承認

(第 19 条 開催)

当団体の定時総会は、毎事業年度内に最低1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。なお、遠方在住の会員が多いことからオンラインツールを使用した開催方法も可能とする。

(第 20 条 招集手続)

当団体の総会は、次の招集手続を経るものとする。

- (1) 理事会の決議に基づき理事長が招集する
- (1-1) ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする
- (2) 会員は理事長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる
- (3) 総会の招集は、当該総会の日日の1週間前までに、全ての会員に対してその通知を発しなければならない
- (3-1) 通知は、メール及びオンラインツールを使用した方法により発することができる

(第 21 条 招集手続の省略)

当団体の総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(第 22 条 議長)

当団体の総会は、理事長が議長に当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(第 23 条 定足数及び決議)

当団体の総会の定足数は、委任状を含めて 1/3 以上の会員が出席し成立する。また、出席した会員の議決権の過半数をもって決議を行う。

(第 24 条 議事録)

当団体の総会は、電磁的記録をもって議事録を作成し、誰もが閲覧できるよう公式サイト上に掲示し共有する。

第 4 章 役員

(第 25 条 役員の設定)

当団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(1-1) 理事のうち、1 名を理事長とする

(1-2) 理事のうち、1 名を事務局次長とする

(第 26 条 役員を選任)

当団体の役員を選任は、次の通りとする。

(1) 会員の中から立候補者及び推薦者を募る期間を 1 週間設ける

(2) 全ての会員が、立候補者及び推薦者の略歴及び抱負等を 1 週間閲覧できるようにする

(3) 立候補者及び推薦者の中から、総会の決議によって役員を選任する

(第 27 条 役員の職務及び権限)

当団体の役員は理事会を構成し、職務を執行する。各役員の役職の職務は次の通りとする。

(1) 理事長は、当団体を代表し、その業務を統括して執行する

(2) 事務局次長は、理事会が定める当団体の事務的業務を執行する

(2-1) 当団体の事務局長は役員には該当しないため、役員である事務局次長が、事務局長をサポートする体制をとる

(3) その他の理事は、理事長あるいは理事会が定める業務を執行する

(第 28 条 役員の任期)

当団体の役員は、任期を 2 年間とする。なお、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(第 29 条 役員解任)

当団体の役員解任あるいは役員役職変更は、理事会が権限を有し、第 32 条において定める。

(第 30 条 報酬等)

当団体の役員は、無報酬とする。

第 5 章 理事会

(第 31 条 構成)

当団体の理事会は、全ての理事をもって構成する。

(第 32 条 権限)

当団体の理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業年度開始時の計画書及び事業年度終了時の決算報告書並びに付随する書類の作成
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 役員解任あるいは役員における役職の選定及び解任
- (4) 役員を選任する選挙期間の決定及び号令
- (5) その他、当団体の運営及び活動に関して総会が権限を有していない事項の全てを決議

(第 33 条 開催)

当団体の理事会は、必要に応じて開催する。なお、遠方在住の理事もいることから、オンラインツールを使用した開催方法も可能とする。

(第 34 条 招集手続)

当団体の理事会は、次の招集手続を経るものとする。

- (1) 理事長が招集する
 - (1-1) 理事が理事長に対して招集を請求することは可能とする
 - (2) 理事会の招集は、当該理事会の日の1週間前までに、全ての理事に対してその通知を発しなければならない
 - (2-1) 通知は、メール及びオンラインツールにより発することができる
 - (2-2) 緊急的な理事会の招集が必要な事案が発生した場合には、本条の手続きを省略するものとする

(第 35 条 招集手続の省略)

当団体の理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(第 36 条 議長)

当団体の理事会は、理事長が議長に当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(第 37 条 決議)

当団体の理事会は、委任状を含む半数以上の理事が出席し、出席した理事の全会一致をもって決議を行う。ただし、理事会をもっても決議が難儀な議題については、同議題について複数回の理事会にて慎重に審議を行う。これを以ても全会一致に至らない場合は総会にエスカレーションを行う。

(第 38 条 議事録)

当団体の理事会は、電磁的記録をもって議事録を作成し、誰もが閲覧できるよう公式サイト上に掲示し共有する。

第 6 章 寄付金

(第 39 条 寄付金の募集)

当団体は、会員または第三者に対し、寄付金の募集を求めることができる。寄付金の募集に関する方針及び戦略については、担当する理事が素案を考え、理事会が決定する。

(第 40 条 寄付者の権利に関する規定)

当団体は、寄付金の寄付者に関して次の通り定める。

- (1) 寄付金の寄付によって、当団体の議決権その他の権限を取得できるものではない
- (2) 既に寄付された寄付金は、一切返還しない

第 7 章 資金

(第 41 条 資金の種類)

当団体の資金は、次の 5 種とする。

- (1) 会員会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業収入

- (4) 販売収入
- (5) その他の収入

(第 42 条 資金の管理)

当団体は、資金を「ゆうちょ銀行口座」で管理し、事務局長及び事務局次長が管理を担当する。また、オンライン会計サービス「ちまたの会計」を使用して帳簿を作成し、事業計画・準備期間・事業終了の各時点で理事会が監査を行う。

(第 43 条 資金のうち予算及び決算全般)

当団体の予算は、次の通りとする。

- (1) 事業ごとの必要経費を見積、確保する
- (2) 予算の見積は後の状況に合わせ、柔軟に見直すことができる
- (3) 支出額が明らかな時は事前に口座より引出し支払い、これ以外においては支払い担当者の立替額を事後引出し清算する、これ以外においては立替額を事後引出し清算する
- (4) 事前に口座より引出した場合に剰余金が生じた時は、速やかに口座に戻す
- (5) 決算上剰余金が生じた時は、次事業年度に繰り越す
- (6) 事業計画書及び事業報告書は事務局長及び事務局次長が作成し、理事会が確認を行う

(第 44 条 決算に関する書類の閲覧)

当団体は、事業計画書及び事業報告書並びに決算に関する書類を、全ての構成員及び一般市民が自由に閲覧できるよう、公式サイト等で公開する。ただし、一般市民への公開を制限する書類が理事会の決議により発生する場合もある。

(第 45 条 剰余金の分配禁止)

当団体は、剰余金の分配を禁ずる。

第 8 章 プライバシーの配慮及び情報共有の範囲

(第 46 条 活動名義の使用)

当団体は、様々な事情を抱えた者が集まり対外的な場において活動を行うことが多く、プライバシー保護を理由として本名の公開を避けたいと希望する者も多いことを配慮し、希望する者に対しては本名とは異なる活動名義の使用を推奨する。なお、会員名簿については本名及び活動名義の双方の記録を必要とする。

(第 47 条 ヒアリングシートの管理)

2026 年度より本条項は廃止とする。

(第 48 条 情報共有の範囲)

当団体は、疾患や障害、不得意なことや苦手なことなどを抱える多種多様な者が集まり活動を行うため、構成員同士が互いに気遣い、配慮、助け合うことが必要不可欠となる。そのため、会員の情報は必要な範囲で共有する。共有する情報は本人が自ら支障のない範囲で自己開示することを推奨するが、自己開示を本人が拒否した場合は理事会の承認を得た上で情報共有を行うこととする。ただし、情報共有において知り得た情報を、活動以外において使用することは禁ずる。

第 9 章 事務所

(第 49 条 事務所)

当団体は、当団体の事務を処理するために事務所を置き、次の事項を定める。なお、当団体では事務所のことを「事務局」と呼称する。

- (1) 事務所には事務局長及び事務局次長を置くことができる
- (2) 事務局次長は理事会が任免する
- (3) 事務局次長は個人情報保護の観点により理事が必ず兼務する

第 10 章 定款の変更及び解散

(第 50 条 定款の変更)

当団体の定款は、事務局長及び事務局次長が素案の作成を行い理事会が決定を行い、総会の決議によって承認あるいは変更を求めることができる。

(第 51 条 解散)

当団体は、総会の決議によって組織を解散できる。ただし、全員の会員の出席及び全会一致によるものとする。

(第 52 条 残余財産の帰属)

当団体が解散する場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、北海道において精神保健福祉あるいは障害者福祉など自殺対策に関連する分野領域の民間団体に贈与するものとする。ただし、構成員の個人の所有物を持ち寄って活動で使用しているお金以外の物については、当団体の有する残余財産には該当せず、元々の所有者へ返還するものとする。

第11章 部門

(第53条 部門の設置)

2026年度より本条項は廃止とする。

【附則】

(附則1 設立年月日及び設立時役員)

当団体の設立年月日は、2013年5月1日とする。

当団体の設立時役員は、内田貴之、尾垣洋輔の2名とする。

(附則2 事業年度)

当団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則3 定例ミーティング)

当団体は役員を含む会員の総数が少ない小規模な人格なき社団のため、2～3週間に1度の頻度で、理事会及び総会を兼ねた定例ミーティングを開催する。定例ミーティングにおいて、理事会としての決議及び総会としての決議をそれぞれ実施する。但し、事業年度末及び事業年度初めに行う「決算報告」「事業計画」「役員選挙」等の決議については、定款に準拠した理事会及び総会を別々に開催する。

(附則4 施行及び改定)

本定款は、2026年1月に変更し、即日施行とする。

(附則5 役員任期満了月)

現行役員任期満了月は、2026年3月とする。

以上

以上の定款で定める各規定について誤りが無いことを理事長の捺印を以て証する。

理事長 竹内典彦 北広島市山手町1丁目6-9